（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第百三十九条　関税定率法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第百四十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第百四十二条　酒税の税率の段階的な改正（酒税の税率の平成三十二年十月一日、平成三十五年十月一日及び平成三十八年十月一日における酒類の種類及び品目に応じた引上げ及び引下げをいう。）については、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五号

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第一条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の項中「特別支援学級」の下に「（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）」を加え、同表中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の項中「学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する」を削る。

第七条第一項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四　次の表の上欄に掲げる児童又は生徒の数の区分ごとの小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数にそれぞれ当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

児童又は生徒の数	乗ずる数
二百人から二百九十九人まで	〇・二五
三百人から五百九十九人まで	〇・五〇
六百人から七百九十九人まで	〇・七五
八百人から千百九十九人まで	一・〇〇
千二百人以上	一・二五

五　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）の数にそれぞれ十三分の一を乗じて得た数の合計数

六　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒の数にそれぞれ十八分の一を乗じて得た数の合計数

七　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の教諭、助教諭及び講師のうち教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項に規定する初任者研修（第十一条第一項第六号において単に「初任者研修」という。）を受ける者の数にそれぞれ六分の一を乗じて得た数の合計数

第十一条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　小学部及び中学部において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童及び生徒の数に十八分の一を乗じて得た数

六　小学部及び中学部の教諭、助教諭及び講師のうち初任者研修を受ける者の数に六分の一を乗じて得た数

第十五条第三号中「障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他」を削り、同条第五号中「前期課程」の下に「において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五第一項に規定する共同学校事務室をいう。）が当該学校に置かれていることその他これらの学校」を加え、同条第六号中「（昭和二十四年法律第一号）」を削る。

第十六条第一項中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第八号」に、「第十一条第一項第五号」を「第十一条第一項第七号」に改める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第二条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三　都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

（学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条第十四項

二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十四条第十五項

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第四条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　学校運営協議会（第四十七条の五）」を「第三節　共同学校事務室（第四十七条の六）」に改める。

第四節　学校運営協議会（第四十七条